

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により武蔵野市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定にあたり市長が必要と認める事項について調査及び検討をし、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹等関係者
- (3) 福祉に従事する者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 公募による市民
- (6) 公益財団法人武蔵野市福祉公社を代表する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第 7 条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長

が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。